

「令和2年度（小樽市コロナ禍対策事業）観光PR動画制作事業」  
企画提案指示書

**1. 業務委託名**

「令和2年度（小樽市コロナ禍対策事業）観光PR動画制作事業」委託業務

**2. 目的**

新型コロナウイルス禍対策事業として、小樽の知られざる魅力や地元民が愛するスポットを掘り下げ、小樽の情報発信を継続するとともに小樽への訪問を喚起するために、動画制作を行う。また、YouTubeチャンネルを活用し、動画による情報発信のスキームを構築する。

**3. 委託期間**

契約締結日から令和3年（2021年）3月15日（月）まで

**4. 契約方法**

公募型プロポーザル方式（随意契約）

※企画提案内容に加え、価格についても審査基準の要素とします

**5. 事業費**

4,100,000円（消費税込み）

**6. 主な業務委託内容**

（1）動画制作

令和2年（2020年）8月～令和3年（2021年）3月の間、各月4本の動画を制作すること。

- ・小樽の知られざる魅力や地元民が愛するスポットが取り上げられる内容のもの
- ・小樽の人の魅力が伝わるもの

（2）YouTubeチャンネルの運用

- ・独自チャンネルを開設（または既存のチャンネルを転用）、継続的な動画配信を行うこと。
- ・広告収入展開を視野にいたった運用スキームを構築すること。

（3）動画視聴プロモーション

- ・視聴数を伸ばすため、また、チャンネル認知度を向上させるため、メディアや広告等を活用したプロモーションを実施すること。

(4) 権利関係の整理

制作した動画は、小樽市および小樽観光協会が他の事業で2次活用できるようにできるように権利関係を整理すること。

(5) 事業実施内容の効果測定と報告書の作成

- ・ YouTube チャンネルの登録数、動画の視聴数など、KPI を設定し、項目ごとの成果を報告すること。
- ・ 事業終了後、実績、効果測定、状況分析を行い、次年度の取り組みの指針となるよう報告書を作成し、一般社団法人小樽観光協会宛に提出のこと。

(6) 上記以外で、更なる宣伝効果や誘客に期待できる企画の提案・実施を可とする。

## 7. 企画提案応募条件等

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 民間企業
- イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
- ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 暴力団員または暴力団関係事業者に該当しない者であること。

(3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

## 8. 審査企画基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 9. 事業者決定までのスケジュール

- (1) 参加表明締め切り 令和2年6月24日（水）18時
- (2) 企画書提出締め切り 令和2年6月30日（火）18時
- (3) 企画審査会 令和2年7月上旬予定
- (4) 契約書の締結 令和2年7月上旬予定

## 10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和2年6月24日(水)18時締め切り

※特に様式はなく、メール本文への記載で可 ([info2007@otaru.gr.jp](mailto:info2007@otaru.gr.jp))

以下の内容を記載のこと。

- ①会社または法人名、代表者名
- ②所在地
- ③電話番号
- ④FAX 番号
- ⑤担当者名
- ⑥連絡用メールアドレス

(2) 提出期限 令和2年6月30日(火)18時

提出先 一般社団法人小樽観光協会 担当：永岡

郵送) 047-0007 小樽市港町4-3

メール) [info2007@otaru.gr.jp](mailto:info2007@otaru.gr.jp)

※メール提出の場合は、提出後にメール到着について電話確認のこと。

## 11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の企画はA4版サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、業務実施体制、業務スケジュールを記載すること。

## 12. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーションおよびヒアリング(以下、「審査会」)は実施しないため、説明等が必要な場合は、提出時に事務局担当者宛に説明を行うこと。

## 13. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加および差し開けは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、一般社団法人小樽観光協会と受託事業者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、一般社団法人小樽観光協会との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) 本企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、一般社団法人小樽観光協会と受託事業者が協議のうえ、処理するものとする。

- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約にかかる業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、一般社団法人小樽観光協会に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語および通貨は、日本語及び日本円とする。

#### **14. 問い合わせ先**

一般社団法人小樽観光協会

担当：事業推進マネージャー 永岡 朋子

電話 0134-33-2510

FAX 0134-23-0522

E-mail info2007@otaru.gr.jp

以上